

# 学 則

<令和3年4月施行>

学校法人共生学園

新横浜歯科衛生士・歯科技工士専門学校

# 新横浜歯科衛生士・歯科技工士専門学校

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本校は学校教育法及び歯科技工士法（昭和30年法律第168号）並びに、  
歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）の規定に基づき、歯科技工士又は  
歯科衛生士として必要な専門技術及び理論を修得させるとともに学識と教養を  
高めることを目的とする。

### (名 称)

第 2 条 本校は新横浜歯科衛生士・歯科技工士専門学校という。

### (位 置)

第 3 条 本校の位置を横浜市港北区新横浜2丁目6番10号に置く。

## 第2章 課程及び学科・収容定員・修業年限・学年及び学期 休業日等

### (課程及び学科・収容定員・修業年限)

第 4 条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限等は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜 の別	修業 年限	学級数	入学 定員	収容 定員	始業及び 終業時刻	備考欄
医療専門 課程	歯科技工士科	昼	2	2	35 名	70 名	9時から 16時10分まで	単位制
医療専門 課程	歯科衛生士科	昼	3	3	40 名	120 名	9時から 16時10分まで	単位制

2 学生が、本学に在学することができる年限は修業年限の2倍を超えることが  
できない。

3 同一学年の在学期間は2年を超えることはできない。

(学年及び学期)

第 5 条 本校の入学時期及び学年の学期は、次のとおりとする。

課程名	学科名	入学期	学 期	
			区分	期 間
医療専門課程	歯科技工士科	4 月	前期	4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
			後期	1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
医療専門課程	歯科衛生士科	4 月	前期	4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
			後期	1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

- 2 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。
- 3 学年を分けて 2 学期とする。

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 学年末休業 3 月 2 7 日から 3 月 3 1 日まで
- (4) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで
- (5) 夏季休業 7 月 2 5 日から 8 月 3 1 日まで
- (6) 冬季休業 1 2 月 2 5 日から翌年 1 月 7 日まで
- (7) 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めた日

### 第3章 教育課程・授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業科目と単位数)

第7条 本校の教育課程及び授業単位数は別表のとおりとする。

ただし、必要と認めたときは科外科目を追加・変更することができる。

- 2 1年間の授業日数は、試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。
- 3 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。
  - 一 講義と演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

- 三 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 四 各学科については1年間で800時間以上且つ30単位以上履修するものとする。

(学習の評価)

- 五 試験等の評価はA、B、C、Dの評語をもって表し、C以上を合格とする。

(教職員組織)

第8条 本校に次の教職員を置く。

種別	課程名		計
	歯科技工士科	歯科衛生士科	
校長	1名		1名
専任教員	4名以上	4名以上	8名以上
非常勤講師	10名以上	3名以上	13名以上
事務職員	2名以上		2名以上
学校医	1名		1名

- 2 校長は校務を処理し、所属教職員を指揮、監督する。
- 3 校長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 各科とも専任教員の内1名を教務主任とする。

第4章 入学時期・入学資格・入学志願者の選考・転入学・  
欠席・休学・復学及び退学・出席停止

(入学時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本校に入学を志望することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたる者

(入学志願者の選考)

第11条 歯科技工士科の入学志願者には、書類審査、実技試験（工作）、及び面接を行なう一般選考と書類審査及び面接を行う推薦選考とする。

2 歯科衛生士科の入学志願者には、学科試験、人物考査を行う。ただし、校長は出身学校長、卒業生、歯科関係者の推薦書により学科試験を免除することがある。

3 詳細については校長が別に定める。

(出願手続)

第12条 入学志願者は、次の書類に入学検定料を添えて、定められた期日内に学校長に提出するものとする。

- (1) 所定の入学願書
- (2) 出身学校長の成績調査書及び卒業証明書またはそれに相当する証明書
- (3) 写真（最近3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽のもの）
- (4) 各推薦書

(入学手続)

第13条 入学は校長がこれを許可する。

- 2 入学を許可された者は、定められた期日内に本校所定の誓約書に保証人2名連署の上、校長に提出するとともに、入学金と授業料及び実習費を納入しなければならない。この手続きを怠った場合は入学許可を取り消すこともある。

(保証人)

第14条 保証人1名は父母又は近親者等とし、他の1名は近接地に居住し、独立の生計を営み、学生の身上にかかる一切の事項についてその責に任ずることのできる者でなければならない。

(転入学)

第15条 厚生労働大臣の指定を受けた歯科技工士養成所及び歯科衛生士養成所に在学する者で本校に転入学を志願する者がある時は、欠員のある場合に限り、選考の上入学を許可することがある。

- 2 学生は、他の学校へ転学をしようとするときは、所定の書類を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(欠席)

第16条 学生が欠席しようとする時は、事務・教務へ連絡して後日、本学の様式により、その理由を明記した届出を5日以内に提出しなければならない。

- 2 病気による欠席が7日以上の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第17条 学生が病気その他やむを得ない理由により1ヶ月以上出席することができない時は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添えて願い出て許可を受けなければならない。

- 2 休学の期間は、その年度の3月31日をもって期限とし、1年以内とする。ただし、特別の事由がある時は、更に1年まで休学を許可することがある。
- 3 前項の特別な事由がある時に更に1年まで許可された休学期間は第4条3項における在学期間には参入されない。

(復学)

第18条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとするときは所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等を添え校長の許可を得て復学することができる。

(出席停止)

第19条 学生が感染症にかかり、又そのおそれがある時、その他必要があると認める時は、その学生に対し校長は出席停止を命ずることがある。

2 「出席停止」となった場合、欠席扱いにならないが、時間数に関しては欠席扱いとする。不足時間数は補習を以って代替措置とする。

(退学および除籍)

第20条 学生が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可を受けなければならない。

2 次の各号に該当する者は理事長、校長の承認を経て除籍する。

- 一 第4条第2項または3項に定める在学年限を超えた者
- 二 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期にわたり、行方不明な者

第5章 成績評価・進級及び卒業

(学科試験)

第21条 学科試験には学期末試験、卒業試験、追試験、再試験がある。

2 学期末試験は前期及び後期の期末に行う。

3 卒業試験は本校所定の教育課程を全て履修し所定の単位を取得した後に行う。

4 追試験は上記試験を欠席した者に対して行われ、再試験は上記試験を不合格になった者に対して行われる。また追試験・再試験を受ける者は定められた日時に学期末試験においては1科目1度につき2,000円を納付する。また卒業試験において歯科技工士科は科目毎に1度につき2,000円を歯科衛生士科においては1度につき2,000円を納付する。

5 試験の方法等については別に定める。

6 試験を合格した者には各科目所定の単位を与える。

(成績評価)

第22条 成績評価は、各学期末及び学年末に行なう。

- 2 成績の評価基準は各科目ごとに100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

(評定：A評価80点～・B評価70～79点・C評価60～69点・D評価59点以下)

- 3 歯科衛生士科の授業科目である歯科衛生士総論においては、220点をもって満点とし、132点以上を合格とする。

成績の評価についてA評価190点～・B評価151～189点・C評価132～150点・D評価131点以下と定める。

- 4 第21条4項の試験を合格した場合、上記合格点の最低点として評価する。

(受験資格)

第23条 学期末試験を受けるためには、次の条件を具えなければならない。

欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1を超えないこと。ただし、欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1以内であっても、各学科及び実習に係る出席時間数が歯科技工士養成所指定規則及び歯科衛生士養成所指定規則に定める時間数に満たないものについては必要な補習を修了していること。

- 2 所定の納付金を完納すること。

(進 級)

第24条 各所定の科目を履修し、所定の単位を修得した者は教務委員会の議を経て進級する。

(卒 業)

第25条 最終学年の教育課程の修了は、学生の平素の成績を評価し、かつ学年末において本校所定の全教育課程を履修して卒業試験による審査で合格した者に対して校長が卒業を認定する。

- 2 前項において、医療専門課程歯科技工士科及び歯科衛生士科を修了した者については、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

## 第6章 賞 罰

### (表 彰)

第26条 校長は、学業操行ともに優秀で他の模範となる者は、これを表彰することがある。

### (懲 戒)

第27条 学生で次の各号の1に該当するときは懲戒する。

懲戒は、訓告、停学、ならびに退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるもの。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの。
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でないもの。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したものの。

## 第7章 健康管理

### (健康診断)

第28条 校長は、学生の健康の保持及び疾病の早期発見のため、毎年1回健康診断を行う。

第8章 学生納付金、滞納、納入金の不還付

(学生納付金)

第29条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

納付区分	課程名	学科名	納入額(昼)	備考
入学検定料	医療専門課程	歯科技工士科	20,000円	
入学金			280,000円	入学時
授業料			1,050,000円	年額
実習費			360,000円	年額

納付区分	課程名	学科名	納入額(昼)	備考
入学検定料	医療専門課程	歯科衛生士科	20,000円	
入学金			300,000円	入学時
授業料			540,000円	年額
実習費			120,000円	年額

- 2 授業料と実習費は前期、後期の分納を認める。
- 3 休学を許可された者は休学費として、授業料と実習費の同額を納入しなければならない。
- 4 在籍中の学生の授業料と実習費は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。
- 5 他に教材費等の実費負担がある。

(滞納)

第30条 納付金を理由なく期日までに納入しない者は、第20条第2項三号の規定により除籍される。

(納付金の不還付)

第31条 すでに納入した学生納付金は返還しない。

## 第9章 委員会

第32条 本校に次の委員会を置く。

- (1)教務委員会
  - (2)講師委員会
  - (3)臨床実習指導講師委員会（歯科衛生士科に限る）
- 2 前項の委員会に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和52年2月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和56年2月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成6年9月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第24条において定める卒業の要件のうち、歯科技工士科の学生にあっては、平成31年4月1日入学者から適用することとし、平成30年4月1日入学者については、従前の規定を適用する。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。
3. 第4条において定める課程及び学科の単位制移行は歯科衛生士科の学生にあっては、令和3年4月1日以降の入学者から適用することとし、既に入学している者については、従前の規定を適用する。
4. 第10条において定める歯科衛生士科の入学資格要件は、令和4年4月1日入学者から適用することとし、令和3年度については、従前の規定を適用する。
5. 第29条において定める学生納付金の要件は、令和4年4月1日入学者から適用することとし、既に入学している者及び令和3年4月1日入学者については、従前の規定を適用する。

別 表

< 新 >

学校法人共生学園

新横浜歯科衛生士・歯科技工士専門学校

(別表) 歯科衛生士科 平成31年4月以降の  
 教育課程及び授業時間数 入学者に適用

科 目			時間数	単位	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
基礎分野	科学的思考の基盤	化学	30	2	30					
		生物	30	2	30					
	人間と生活	心理学	30	2	30					
		倫理学	30	2	30					
		英語	60	4	30	30				
小 計			180	12	150	30				
専門基礎 分野	人体の構造と機能	解剖学	30	2	30					
		組織発生学	30	2	30					
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	60	4	30	30				
		生理学	30	2	30					
	疾病の成り立ち及び 回復過程の促進	病理学	30	2	30					
		薬理学	30	2		30				
		微生物学	30	2	30					
	歯・口腔の健康と予防に 関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	60	4	30	30				
衛生学・公衆衛生学 衛生行政・社会福祉		30	2		30		30			
小 計			360	24	210	120	30			
専門分野	臨床歯科医学	歯科臨床概論	30	1	30					
		歯科保存学	30	1		30				
		歯周療法学	30	1		30				
		歯科補綴学	30	1		30				
		歯科矯正学	30	1			30			
		口腔外科学	30	1		30				
		小児歯科学	30	1		30				
		障害者歯科学	30	1		30				
		高齢者歯科・摂食嚥下学	30	1			30			
		衛生統計学	30	1			30			
		放射線学	16	1		16				
		保険請求	16	1			16			
		歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	30	2	30				
	看護学		30	2		30				
	歯科予防処置論	歯科予防処置(Ⅰ)	120	4	60	60				
		歯科予防処置(Ⅱ)	90	3			82	8		
		歯科予防処置(Ⅲ)	30	1					30	
	歯科保健指導論	歯科保健指導(Ⅰ)	120	4	60	60				
		歯科保健指導(Ⅱ)	90	3			60	30		
		歯科保健指導(Ⅲ)	30	1					30	
栄養指導学		60	4	30	30					
歯科診療補助論	歯科診療補助(Ⅰ)	60	2	30	30					
	歯科診療補助(Ⅱ)	180	6			120	60			
	歯科診療補助(Ⅲ)	30	1					30		
臨地実習(臨床実習を含む)	臨床実習	945	21				315	420	210	
卒業研究	卒業研究	120	3						120	
小 計			2267	69	240	406	368	413	510	330
選択必修 分野		接遇	60	4			60			
		情報処理	16	1			16			
		医療倫理	30	2			30			
		介護福祉論	16	1				16		
小 計			122	8			106	16		
合 計			2929	113	600	556	504	429	510	330
学年計			授業時間		1156		933		840	
			単位数		60		33		20	

(別表)

歯科衛生士科  
教育課程及び授業時間数

令和3年4月以降の  
入学者に適用

科	目	時間数	単位	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
基礎分野	科学的思考の基盤	化学	30	2	30				
		生物	30	2	30				
	人間と生活	心理学	30	2	30				
		倫理学	30	2	30				
		英語	60	4	30	30			
小計		180	12	150	30				
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	30	2	30				
		組織発生学	30	2	30				
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	60	4	30	30			
		生理学	30	2	30				
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	30	2	30				
		薬理学	30	2		30			
		微生物学	30	2	30				
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	60	4	30	30			
		衛生学・公衆衛生学	30	2		30			
	衛生行政・社会福祉	30	2			30			
小計		360	24	210	120	30			
専門分野	臨床歯科医学	歯科臨床概論	30	1	30				
		歯科保存学	30	1		30			
		歯周療法学	30	1		30			
		歯科補綴学	30	1		30			
		歯科矯正学	30	1			30		
		口腔外科学	30	1		30			
		小児歯科学	30	1		30			
		障害者歯科学	30	1		30			
		高齢者歯科・摂食嚥下学	30	1			30		
		衛生統計学	30	1			30		
		放射線学	16	1		16			
		保険請求	16	1			16		
		歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	30	2	30			
	看護学		30	2		30			
	歯科予防処置論	歯科予防処置(Ⅰ)	120	4	60	60			
		歯科予防処置(Ⅱ)	90	3			82	8	
		歯科予防処置(Ⅲ)	30	1					30
	歯科保健指導論	歯科保健指導(Ⅰ)	120	4	60	60			
		歯科保健指導(Ⅱ)	90	3			60	30	
		歯科保健指導(Ⅲ)	30	1					30
		生化学	30	2	30				
	歯科診療補助論	栄養指導学	30	2		30			
		歯科診療補助(Ⅰ)	60	2	30	30			
歯科診療補助(Ⅱ)		180	6			120	60		
臨床実習(臨床実習を含む)	歯科診療補助(Ⅲ)	30	1					30	
	臨床実習(前半)	630	14				630		
卒業研究	臨床実習(後半)	630	14					630	
	卒業研究	120	4						
歯科衛生士総論	300	10						120 300	
小計		2882	87	240	406	368	728	720	420
選択必修分野	接遇	情報処理	60	4			60		
		医療倫理	16	1			16		
		医療倫理	30	2			30		
		介護福祉論	16	1				16	
小計		122	8			106	16		
合計		3544	131	600	556	504	744	720	420
学年計		授業時間		1156		1248		1140	
		単位数		60		40		31	

**歯科技工士科**  
**教育課程及び授業時間数**

(別表)

2019年4月入学者より適用

科 目		時間数	単位	1年前期	1年後期	1年通年	2年前期	2年後期	2年通年	講義	演習	実験実技	
基礎分野	科学と技術の基礎 人間性と社会 生活との理解	歯科英語	30	2	30					○			
		造形美術概論	30	1	30						○	○	
		人間共生学	60	2						60	○	○	
		小計	120	5	60	0	0	0	0	60			
専門基礎 分野	歯科技工と 歯科医療	歯科技工学概論	30	2	30					○			
		歯科技工士関係法規	15	1				15			○		
	歯・口腔の 構造と機能	解剖学基礎 I	45	3			45				○		
		解剖学応用	15	1						15	○		
		歯型彫刻基礎 I	60	2			60						○
		歯型彫刻基礎 II	30	1						30			○
		顎口腔機能学基礎	15	1				15			○		
		顎口腔機能学応用	15	1					15		○		
		顎口腔機能学実践	30	1				30					○
	歯科材料・ 歯科技工機器と 加工技術	歯科理工学基礎 I	30	2	30						○		
		歯科理工学基礎 II	30	2		30					○		
		歯科理工学応用	30	2						30	○		
		歯科理工学実習	30	1	30								○
		歯科理工学実験	30	1		30							○
小計		405	21	90	60	105	60	15	75				
専門分野	有床義歯 技工学	全部床義歯技工学	30	2	30					○			
		部分床義歯技工学	30	2		30					○		
		有床義歯技工学応用	30	2						30	○		
		全部床義歯技工学基礎実習	150	5	150								○
		部分床義歯技工学基礎実習	60	2		60							○
	歯冠修復 技工学	歯冠修復技工学基礎	45	3			45				○		
		歯冠修復技工学応用	20	1				20			○		
		歯冠修復技工学基礎実習	90	3	90								○
		歯冠修復技工学応用実習	120	4		120							○
		歯冠修復先進技工実習	60	2				60					○
	小児歯科 技工学	小児歯科技工学基礎	15	1				15			○		
		小児歯科技工学応用	15	1					15		○		
		小児歯科技工学実習	30	1					30				○
	矯正歯科 技工学	矯正歯科技工学基礎	15	1				15			○		
		矯正歯科技工学応用	15	1				15			○		
		矯正歯科技工学実習	30	1				30					○
	歯科技工 実習	先進技工実習 I	135	3				135					○
		先進技工実習 II	180	4					180				○
		総合歯科実習 I	135	3	135								○
		総合歯科実習 II	135	3		135							○
		総合歯科実習 III	135	3				135					○
総合歯科実習 IV		135	3					135				○	
小計		1610	51	405	345	45	425	360	30				
<b>合計単位数 77</b>	合 計	2135	77	555	405	150	485	375	165				
	学 年 計	授業時間				1110			1025				
		単位数				43			34				